

村民の皆様へ

**福 島 県**  
**新型コロナウイルス感染症**  
**非常事態宣言**  
**(令和4年1月30日～2月20日)**

県内全域に「非常事態宣言」が出され、本村でも初めて「まん延防止等重点措置」が適用されました。

オミクロン株は感染スピードが速いため、第5波以上に感染が急拡大しています。

村民の皆様には改めて、3密の回避、マスクの正しい着用、手洗いや手指の消毒、こまめな換気などの基本的な感染対策の徹底に加え、感染リスクの高い行動を控えてくださるようお願いいたします。

令和4年2月2日

昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部長

◎心配なことがございましたら、対策本部まで御相談ください。

電話 0241-57-2645【保健福祉課24時間対応】

◎昭和村国保診療所(発熱等の症状がある場合)

電話 0241-57-2255【平日9:00～17:00】

◎受診・相談センター(かかりつけ医がない場合)

電話 0120-567-747【24時間対応】

昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部(保健福祉課)

(裏面もご覧ください。)

## ◆昭和温泉しらかば荘 日帰り入浴について

2月20日(日)までの間、村民の方及び宿泊者のみの利用に限定します。

### 入浴可能時間

利用者	午前			午後					
	10:00	11:00	12:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00
昭和村民	■								
しらかば荘宿泊者						■			

午前 10 時～午後 8 時	村民の方 ※
午後 5 時～午後 8 時	しらかば荘宿泊者

〔 ※ **村民の方**とは、現に村内に居住している方のことで、一時的に帰省等により村内に滞在している方は含みません。 〕

感染拡大を防ぐため、ご理解ご協力をお願いいたします。

詳しくは、しらかば荘へお問い合わせください。(TEL 57-2585)

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト  
「新型コロナウイルスに感染した時の対応について(感染急増時)」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



# 県民の皆様へのお願い

## 内 容

- 営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。**  
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

ふくしま感染防止対策認定店制度の

認定を受けている飲食店等への時短要請(①または②)

①5時～21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

認定を受けていない飲食店等への時短要請:5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。**  
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 感染リスクの高い行動は控えてください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

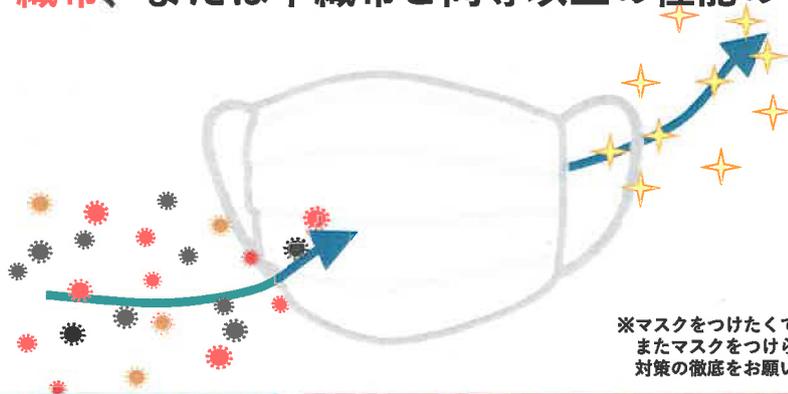
- ・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
- ・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。  
(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

- 基本的な感染防止対策を徹底してください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

# 不織布マスク等を着用しよう

(不織布、または不織布と同等以上の性能のもの)



※マスクをつけたくてもつけられない方への理解をお願いします。  
またマスクをつけられない場合にも周囲への配慮等、感染防止対策の徹底をお願いします。

マスクは正しく着用

マスクなしでの会話はやめよう！



## 感染力の強いオミクロン株との闘いです

一つの**密**も避けてください

常にチェックを！

**密**閉

していませんか



**密**集

していませんか



**密**接

していませんか

